

平成31年3月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）
【一部非公開】

日 時：平成31年3月22日（金）15：30～17：30

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 松本委員 大賀委員 木村委員 小山委員

欠席委員：なし

事務局：青谷教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 中村生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 力丸文化課長 辻学校給食センター所長 伊丹学校教育課指導主事 総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流 なし
 - (3) 教育委員会報告
 - ①市議会第1回定例会について
 - ②平成31年度古賀市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
4. 議案（第22号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第10号議案	平成31（2019）年度古賀市教育行政の目標と主要施策について	H31.3.22	原案可決
第11号議案	第2次スポーツ推進計画の策定について	H31.3.22	原案可決
第12号議案	古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第13号議案	古賀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第14号議案	古賀市学童保育所要支援児童入所指導委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第15号議案	古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第16号議案	古賀市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第17号議案	地域公民館の分館長及び分館主事の委嘱等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.22	原案可決
第18号議案	古賀市社会教育委員の委嘱について	H31.3.22	同 意

第19号議案	古賀市指定無形民俗文化財の告示について	H31.3.22	原案可決
第20号議案	古賀市指定無形民俗文化財の保持団体の告示について	H31.3.22	原案可決
第21号議案	教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について	H31.3.22	原案可決
第22号議案	県費負担教職員の進退に係る内申について	H31.3.22	原案可決

5. 協議事項

①教育大綱の一部改定について

6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

15時30分、議長が開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

- ・小中学校の卒業式への出席ありがとうございました。少し肌寒かったが無事卒業式が終わりました。
- ・他市ですが水泳授業を民間委託という新聞資料をご覧ください。水泳授業については、以前、青柳小でクロスパルコを活用していましたが、授業時数の確保が難しく、プールの改修をして現在に至っています。民間のスイミングクラブへの委託については他市の様子を見ていきたい。古賀北中学校と千鳥小学校は隣接していますので、どちらかを取り換えなければいけない事態になったら共用するかどうかということは考えていますが、学校施設で費用対効果が悪いのがプールで、年間10時間程度の授業のために、かなりのお金を使わなければならない。学習指導要領では必修となっています。
- ・他市における学校図書館民間委託の資料をご覧ください。古賀市は図書館司書についてはトップクラスの配置状況です。委託にすると校長が指示できないということになる。厳しい財源の中で他市の様子は注視していきたい。
- ・卒業式についての新聞資料をご覧ください。仰げば尊しを高校では歌うことが多い。古賀東中学校では式歌として子どもたちが選びました。旅立ちの日という曲は千鳥小学校で歌っている。群青という曲は福島の震災時に思いをはせて、来年から高校の教科書に載る。東北で歌われている。校歌はどの学校も大きな声で卒業式入学式でも歌っている。

3. 諸報告

(1) 教育長報告

- ・グランドデザイン発表会報告会をこれまで古賀市では県内に先駆けてやってきました。学校第3者評価の導入時に始めたものです。校区コミュニティを中心とした古賀のコミュニティスクールも来年度からしっかりと動き出します。そういう中で地域への学校経営を説明する必要性が出てきました。今後、学校経営の了承を得る場として報告をする。何より保護者、地域の方にしっかりと聞いてもらうのが一番だということで、こちらに保

護者地域の方への案内文をつけております。これまでグランドデザイン発表会・報告会で教育委員に講評してもらっていたが、今年の2月をもって、発展的解消ということでなくなります。PTCA総会が4月26日、27日にあります。できるだけ自分の校区の小中学校の総会へ行っていただきたい。校長がどのようなグランドデザイン発表をするか聞いてください。11校分は聞けないが、それは学校訪問等で対応していきたいと考えております。

- ・古賀市立中学校部活動方針をご覧ください。教職員の働き方改革で中学校の部活動がそれを妨げているのではないかとということで県費負担教職員の進退に係る内申について、スポーツ庁、文化庁が指針を出しています。それを受けて、県教育委員会が指針を出しています。それを受けた形で古賀市も指針を出しています。6、7ページ、保護者・地域向け通知を載せています。内容としては、週2日以上以上の休養日とします。校長会でも約1年かけて話し合ってもらっています。水曜日と日曜日の週2日以上が休養日とします。大会等がある場合は代替りの休養日を設けます。活動時間は週2時間、土日は3時間程度とします。朝練は原則しません。大会前に限り、校長、保護者の了承を得て行うことはできます。暑さ指数を計測し、熱中症対策をとります。7ページ、働き方改革についての通知です。定時退校日を週1回とし、部休日と同じとします。学校閉庁時刻を20時と設定します。明日の授業準備、保護者対応等があっても20時以降、教職員はいないというお知らせです。学校閉庁日を設定します。古賀市では4月1日から動き始めます。保護者の皆さんには通知、回覧を通してご理解いただきたいと考えています。

米倉議長 6ページは中学校用ですか。

教育長 そうです。7ページは小中学校用です。

米倉議長 しっかり取り組まなくてはいけないことだと思います。

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告

米倉議長 それでは教育委員会報告に入ります。

教育部長 市議会第1回定例会について報告します。まず3月に上程しました教育委員会関連議案の審議状況を報告いたします。議案は全部で4件、条例案件が1件、予算案件が2件、教育委員の任命に関する同意の案件でございます。まず、条例案件である、古賀市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定についてです。6日に開催されました常任委員会において審議されました。また、予算案件である平成30年度一般会計補正予算と平成31年度一般会計予算案については、12日から19日の予算審査特別委員会にて審議されております。3案とも27日の最終日に委員長報告がされた後、質疑、討論、採決となります。教育委員の任命に関する同意の案件につきましては、5日の本会議にて全員賛成で同意を得まして、米倉教育委員の再任が決定いたしました。

一般質問については、教育委員会関連では内場議員から、チルドレンファースト実現するための具体策についての質問がなされました。その中で、子どもの貧困対策に関連して、給食費の支援についての考えや虐待防止に関してどのような対応をしているのかについての質疑がありました。

米倉議長 ②平成31年度古賀市立小中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、お願いします。

学校教育課長 来年度の委嘱につきまして、糟屋医師会から推薦があった名簿にて報告します。変

更のあった方のみ報告します。9ページ、古賀西小学校の学校医が同じ小児科クリニック内での医師交代です。12ページ、花見小学校の学校歯科医は華歯科の武村先生に変更です。

4. 議案

米倉議長 第10号議案平成31（2019）年度古賀市教育行政の目標と主要施策について、提案をお願いしたい。

教育総務課長 （議案朗読）

平成31年度の古賀市教育行政の目標と主要施策については、前回の教育委員会において説明をしております。ご審議の程よろしく申し上げます。

米倉議長 前回説明がありましたが、何かご意見ありますか。

教育総務課長 補足説明をします。10ページ、小中学校の普通教室及び特別教室（一部）への空調設備整備工事について、申請通りに補助金の内示がありましたので、則って来年度工事を行ってまいります。

教育長 特別教室の一部とは、小中学校の音楽室、美術室です。理科室、家庭科室、技術室は大きな換気扇をつけております。別途専用のエアコンをした方が効果的だということで今後つけていく考えです。

木村委員 9ページ、学校運営協議会の充実について。各学校で地域や委員になる方への説明はだれがどこでされるのですか。

学校教育課長 学校運営協議会については、すでにすべての学校にあり、古賀市の基本的なスタンスとしては新たなものを作るのではなく、既存の組織を生かしながらコミュニティスクールを運営していく考えです。それぞれの学校に応じた名称があります。コミュニティスクールに関するパンフレットも作っております。

木村委員 委員になっている方はどんな仕事をするのか役割がわかっていらっしゃるのですね。承認があるというので、いろいろな意見が出たときに収拾がつかなくなる学校があるのではないかと心配だったので、きちんと説明をして納得して協議会がスタートすると良いなと思ったので。

教育長 教育大学の森教授をお呼びして、2年間かけて古賀市のコミュニティスクールを考えてきました。ご指摘を受けたのが、校長が示す学校経営方針の承認の場が足りないということで、小学校校区は校区コミュニティの総会の場を文部科学省が使っている学校運営協議会の場に位置付けていただくということです。その場で校長が学校経営方針を説明をし、承認を得る。木村委員のご心配のように、そこでいろいろな質問が出る場合があります。中学校は学校評議員制度を4月から学校評議員改善型という呼び方がいいのかどうか分かりませんが、校区の区長さん、PTCAのOBの方などをもって学校運営協議会に位置付けるというものです。パンフレットを見ていただくと、例えば、小野小では校区運営協議会があります。その部会の中に、学校教員がそれぞれの部会に入れてもらっていました。まさにコミュニティスクールそのものであったわけです。その総会でこれまでは簡単に校長が申し上げていたが、これからはグランドデザインの報告をここ

でさせていただきます、承認をいただくものです。千鳥小校区は千鳥っ子を語る会という名称が校区コミュニティで承認されています。この導入で学校が会議が増えるとか、業務量が増えるものではありません。

米倉議長 よろしいですか。一年間の教育の方向を定めるものです。それでは、第10号議案は原案可決とします。

(第10号議案 原案可決)

米倉議長 第11号議案第2次スポーツ推進計画の策定について、提案をお願いします。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

昨年8月から計7回にわたり、審議会で活発な議論をいただき、本年1月から2月のパブリックコメントをへて策定に至っております。

米倉議長 パブリックコメントは出ましたか。

生涯学習推進課長 ありませんでした。

小山委員 障がい者スポーツというのは古賀ではどういうことをしていますか。参加人数とかわかりますか。

生涯学習推進課長 参加人数は本日持ち合わせておりませんが、地域から、ボッチャとかパラスポーツを体験したいという要請があります。先日は車いすバスケットを体験しようと市民体育館で実施しました。チャンスがあれば体験の場を増やしていきたい。

教育長 小中学校でも特別支援学級の子どもたちは、ボッチャに取り組んでいます。情緒障がい、知的障がいの場合ですが。31年度は各学校の特別支援教育の取り組みの中心になっていくと思います。

米倉議長 ほかになければ第11号議案は原案可決とします。

(第11号議案 原案可決)

米倉議長 第12号議案古賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、第13号議案古賀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第14号議案古賀市学童保育所要支援児童入所指導委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について、一括して提案をお願いします。

教育総務課長 この第12号議案から第14議案の3議案は、いずれも学童保育所の所管を学校教育課から青少年育成課へ移管することに伴う変更であるので、一括して説明いたします。

(第12号議案朗読)

新旧対照条文にて説明いたします。学童保育所の所管替えに伴い、学童保育所の使用料の領収印などが変更となるため、上の表、学校教育課の領収印を、学童保育量等領収用から返還金等領収用へ。その下の表、青少年育成課の領収印を、利用者カード手数料等領収用から学童保育料領収用へ変更するものです。

(第13号議案朗読)

22ページをご覧ください。新旧対照条文にて説明いたします。表中の学童保育所の所属課を青少年育成課へ。所掌事務の欄の学童保育の運営に関することの記載を、青少年育成課に変更しております。

(第14号議案朗読)

26ページをご覧ください。新旧対照条文にて説明いたします。第7条の文中の学校教育課を青少年育成課に変更しております。以上、3件の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

米倉議長 ご質問等ありますか。第12号議案、第13号議案、第14号議案は原案可決とします。
(第12号議案、第13号議案、第14号議案 原案可決)

米倉議長 第15号議案古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

28ページをご覧ください。所管が学校教育課から青少年育成課に変わりますので、問い合わせ先の変更をしております。花見学童の入所者数が増えるため、平成30年度は旧用務員室を加え3クラブとしましたが、来年度以降さらなる入所者が見込まれます。また、学童間の距離が離れていること、駐車場の中にあるため、車の出入りがあり安全性も心配なことから、来年度は校舎1階のワークスペースの一角を活用することとしました。そこで定員を17名から40名に変更しております。

米倉議長 学童保育所に関する改正です。よろしいですか。
(第15号議案 原案可決)

米倉議長 第16号議案古賀市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

2学期制の良さを生かし、小学校の外国語教育の関係で週時数に余裕を持たせつつも、授業時数を確保するために昨年度から夏季休業明けの8月の授業日を5日間確保しております。その関係で、8月26日が月曜日で授業開始日とするため、8月25日までを夏季休業とさせていただいております。再来年度以降について、エアコン設置の整備が整えば、夏季休業明けの授業開始日を8月21日からとし、授業時数を確保しつつ、6時間授業の日を減らし週時制に余裕をもたせたいと考えております。

米倉議長 小中学校における授業時数確保のための改正です。何かご質問ありますか。原案可決とします。
(第16号議案 原案可決)

米倉議長 第17号議案地域公民館の分館長及び分館主事の委嘱等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

36ページをご覧ください。現行の古賀市行政区長等委嘱に関する規則が古賀市行政区長等に関する規則に名称を変更することから、改正するものです。

米倉議長 何か質問ありますか。なければ、原案可決とします。
(第17号議案 原案可決)

米倉議長 第18号議案古賀市社会教育委員の委嘱について、提案をお願いします。

文化課長 (議案朗読)

社会教育委員については、全委員が平成31年3月31日をもって任期満了となります。

経験年数を記載しておりますが、丸井さん、秋山さんが新たに加わることとなります。
10名で活動しておりますが残りの3名は学校の教職員、体育協会からの選出ですので
決定次第提案します。

米倉議長 何かご意見ありますか。なければ、同意とします。

(第18号議案 同意)

米倉議長 第19号議案古賀市指定無形民俗文化財の告示について、第20号議案古賀市指定無形
民俗文化財の保持団体の告示について、一括して提案をお願いしたい。

文化課長 (議案朗読)

審議会に諮り答申をいただいております。谷山区で8月15日20時から約50mのわら
縄で子ども、消防団で綱を引く行事です。市では初めて無形民俗文化財として指定する
ものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

小山委員 非常にいいこと。地域の意見はありますか。

文化課長 谷山区長さんたちとも協議をさせていただいております。脈々とつながっている盆綱を
ぜひ挙げていただきたいという思いがあると聞いております。私共としても江戸時代に
起源をさかのぼるものですし、伝統文化を継承していくことは大切なことだととらえ、
挙げております。行政区も了承いただいております。

米倉議長 ほかにありますか。原案可決とします。

(第19号議案・第20号議案 原案可決)

米倉議長 第21号議案教育委員会事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く)の人事に
ついて、提案をお願いしたい。

教育部長 (議案朗読)

今回の4月の異動につきましては、部長級の異動はありませんでした。また、課長級の
異動につきましては、文化課長の力丸課長が定年退職、その後任には、生涯学習推進課
の柴田参事補佐兼社会教育振興係長が昇任で異動します。また、中村生涯学習推進課長
が、兼務で生涯学習推進課長兼中央公民館館長となります。参事補佐級以下の異動につ
いては、別紙をご覧ください。

米倉議長 何か質問ありますか。なければ、原案可決とします。

(第21号議案 原案可決)

米倉議長 第22号議案県費負担教職員の進退に係る内申について、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

第22号議案県費負担教職員の進退に係る内申については、人事案件でございますので、
すべての議事が終了後、行いたいと思います。

5. 協議事項

米倉議長 教育大綱の一部改定について、説明をお願いします。

教育総務課長 教育大綱につきましては、平成27年度に改正された、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律に基づき策定しているものですが、この度、市長が変わったこと及び3
1年度の事業等を鑑み、改定を行いたいと考えております。改定の内容ですが、古賀市

の教育の理念、目標については、市長が変わったとしても、今まで通り基本的に変わりはないので、変更はしないことを大前提にしております。最初のはじめにの部分、市長のことばを変更、1. 古賀市教育の基本理念、2. 大綱策定の趣旨及び3. 大綱の基本目標の9つの目標は変更せず、それぞれの目標の内容について、31年度の事業と市長の施政方針を参考に變更しております。變更を加えた部分は、赤字で記載しております。また、大綱については市長にも見ていただいております。本日はこの教育大綱を確認していただき、よろしければ次回の総合教育会議に提案したいと思います。ご意見があればお願いします。

米倉議長 変更された部分についてはいいと思います。何かありますか。総合教育会議で最終的にこれを協議するという事です。

6. その他事項

(1) 各課(所属)報告

ア、教育部長

- ・天皇即位の休日法の施行に伴う大型連休がございます。4月27日から5月6日まで10連休になります。市役所については10連休となります。学童保育所は4月27日は通常通り実施。3つの児童館は4月27日と4月28日は通常通り開館します。リーパスプラザこがは原則通常通り開館しますが、4月30日だけは休館とします。

イ、教育総務課

- ・平成31年度学校健康管理医については、引き続き池田内科クリニックの池田先生に委嘱します。

ウ、学校教育課

- ・53ページをご覧ください。不登校児童生徒数については、掲載のとおりです。昨年同時期と大きく変わりはありません。
- ・スクールソーシャルワーカーの相談状況について掲載しております。来年度はスクールソーシャルワーカーを年間500時間から564時間に増とします。スクールソーシャルワーカーの不登校問題やいじめ問題、児童虐待、保護者の精神疾患等への対応により、子どもの生活が安定し学校復帰へもつながっております。それで来年度は時数を増とするものです。
- ・教職員の研修状況については記載のとおりです。

エ、生涯学習推進課

- ・ルーマニア柔道チームの事前キャンプについて報告します。選手たちはオリンピック出場に向けて韓国で開催される大会へ出場します。3月24日から31日の間、2名の選手が強化合宿のために古賀市に来られます。午前中はトレーニングジムなどで行います。午後は福岡県警や福岡大学への出稽古を予定しております。3月30日には津屋崎武道館にて、古賀市と福津市の小学生を中心とする柔道クラブと選手の交流を予定しており

ます。来週、記者発表となります。

- ・成人式について。平成30年6月の民法改正により、2022年から成人年齢が18歳に引き下げられます。これまで成人の日に合わせて実施してきた成人式ですが、18歳で行うのか20歳で行うのかという関心が寄せられています。古賀市でも1年間検討し、2022年以降は二十歳のつどいというような名称でこれまでどおり20歳を対象として実施する方向で考えております。理由としては、喫煙と飲酒は20歳が維持されますし、18歳は就職や進学で経済的負担、時間的な制約があるのではなかろうかということで、無理のない実施を考えると20歳がいいのではないかと考えております。これについても来週の記者懇談会でメディアに発表することとしております。

オ、文化課 なし

カ、青少年育成課

- ・2月16日、青少年市民会議主催による少年少女の主張作文表彰式及び作文発表会への出席ありがとうございました。
- ・古賀キッズプラス定期演奏会が3月31日に開催されます。青少年育成課も支援しております。交流館で開催されますのでご覧いただけたらと思います。
- ・ししぶ児童センターについて。愛称を募集しておりました。96点の応募があり、竟成館2年生が応募してくれた、ファンノックに決定しております。楽しい扉をノックして児童館に行こうということで作成されております。

キ、給食センター

- ・ルーマニア柔道キャンプを受け入れることに関し、給食センターでは少しでもルーマニアを知ってもらおうということで、3月6日の給食でルーマニアの郷土料理を提供しました。放送原稿として、献立内容の説明を含めたルーマニア紹介をさせていただきました。肉団子のトマト煮、チョルバという献立を提供しました。残菜も少なく、大変好評でした。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (6月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 6月定例教育委員会は6月26日13時30分からとします。

米倉議長 第22号議案県費負担教職員の進退に係る内申について、審議に入る前に、審議の進め方ですが、これらは人事に関する案件です。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができると定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

松本委員 第22号議案県費負担教職員の進退に係る内申について、非公開とすることを発議します。

米倉議長 第22号議案について、非公開とすることの発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員全員 (挙手)

米倉議長 挙手全員です。第22号議案については、公開しないことに決定します。
(古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、17時30分閉会した。